



お知らせ

「立地適正化 便利で持続可能なまちづくり」へ

問 谷和原庁舎都市計画課

☎ 58・2111 (内線5103)

一定の開発行為・建築行為が 事前届出制に

今後の少子高齢化の中でも、将来にわたり便利で持続可能なまちづくりを進めるために「立地適正化計画」を策定し、5月1日に公表します。これに伴い同日から、一定の開発行為・建築行為などは事前の届出が必要になります。

度々維持する「居住誘導区域」を定め、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを目指す計画です。

市への届出が必要となる行為とは？

住まいや暮らしに必要な施設



お知らせ

子ども・子育て支援事業計画 概要版を配布

問 伊奈庁舎こども課

☎ 58・2111 (内線4209)

などの立地の動きを事前に把握するため、開発・建築行為を始める30日前までに、市への届出が義務付けられます。

例えば、居住誘導区域外で住宅開発やアパートなどを建てる場合や都市機能誘導区域外で金融機関、スーパーマーケット、診療所、子育て支援施設等を開発・建築する場合などが届出対象となります。

市では、子どもを安心して産み育てることができる社会の構築を重要施策の一つとして位置づけ、子育て支援や、働きながら子育てをしている方の生活支

援など、支援事業を展開してまいりました。

これらの事業をさらに推進し、「子どもの最善の利益」が実現される社会の構築を基本として、市民が未来に希望を持って、また安心して子どもを産み、育てることができる優しいまちづくりを目指した、「第2期つくばみらい子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

市民の皆さまには【概要版】を全戸にお配りします。計画書の本編につきましては、市ホームページに掲載しておりますので、ご覧ください。

5月31日(日)市内一斉清掃 中止のお知らせ

毎年、環境美化運動の一環として、市民参加による市内一斉清掃を実施していますが、新型コロナウイルスの影響により、5月31日(日)に予定していた一斉清掃を中止とすることを決定しました。感染拡大防止のため、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

▶中止日：5月31日(日)

問 谷和原庁舎生活環境課 ☎ 58・2111(内線3101)



農

農地の状況調査にご協力を

問 谷和原庁舎農業委員会事務局

☎ 58・2111 (内線6302)

農地の集積・集約化のため 実態調査を行っています

市農業委員会では、現在の農地の利用状況と今後の利用意向を把握し、農地利用の集積・集約化を図るため、前年度に引き続き市内の農地をお持ちの方に実態調査(全農地)を実施しますので、ご協力をお願いします。

調査内容Ⅱ筆ごとに現在の農地の利用状況と今後の意向確認を行います。

確認を行います。

▼対象Ⅱ市内の全農地(所有者)

※利用権設定や、中間管理機構を通じて貸しているなど、農地をすべて貸している方および前年度(令和元年度)に調査済の方は除きます。

▼調査方法

○該当地区の農地所有者へ調査票を郵送します。(5月下旬予定)

○調査票に記入の上、回答期限までに同封の返信用封筒で農業委員会まで返送をお願いします。

○返送期限：6月30日(火)

▼送付物Ⅱ①農地利用状況等調査のお願い(調査依頼通知)

②調査票(農地利用状況および今後の農地活用意向調査票)

③調査票記入例

④返信用封筒

▼調査対象地区Ⅱ次の地区に農地を所有している方を対象とします。

【小張地区】小張

【豊地区】豊体、青古新田、青木

【谷井田地区】谷井田

【三島地区】山王新田、中島、上島、福原、戸崎

【東地区】東栗山、城中

【板橋地区】板橋、伊奈東

【小絹地区】細代、杉下、寺畑、小絹、絹の台

【谷原地区】上小目、川崎、鬼長、下小目

【十和地区】上長沼、下長沼、田村

【福岡地区】福岡、中原

【みらい平地区】陽光台、紫峰ヶ丘、富士見ヶ丘

田村

【福岡地区】福岡、中原

【みらい平地区】陽光台、紫峰ヶ丘、富士見ヶ丘

丘、富士見ヶ丘